



平成30年 2月19日

芦別市長 荻原 貢 様

芦別市特別職報酬等審議会

会長 坂田 憲正



特別職の報酬等の改定について (答申)

平成29年11月1日付29職第57号をもって諮問のあった特別職の報酬等の改定について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

# 答 申

特別職の報酬等の改定についての諮問に対し、次のとおり答申する。

## 1 市議会議員の報酬について

議長、副議長及び議員の報酬月額は、現行の額に据え置くことが  
適当である。

## 2 市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長の給料月額は、下記のとおりとすること  
が適当である。

- |         |      |          |             |
|---------|------|----------|-------------|
| (1) 市長  | 給料月額 | 836,000円 | (アップ率5.56%) |
| (2) 副市長 | 給料月額 | 679,000円 | (アップ率5.11%) |
| (3) 教育長 | 給料月額 | 590,000円 | (アップ率1.03%) |

## 3 実施時期

平成30年4月1日

# 説 明

## 1 はじめに

芦別市特別職報酬等審議会は、平成29年11月1日に設置され、市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料について市長から諮問を受けた。

その内容は、平成9年4月1日に、現行の額に改定された市議会議員の報酬月額、平成15年7月1日に、現行の額に改定された市長、副市長及び教育長の給料月額について、人口の減少や少子高齢化の進展など、市が置かれている状況が変化していることから、今日における本来的な市議会議員の報酬月額並びに市長、副市長及び教育長の給料月額について本審議会の意見を求めるというものである。

本審議会は、昨年11月1日、12月4日及び本年2月5日の3回にわたって会議を開催し、本市と他市との特別職の報酬等の比較、他市における特別職の報酬等の改定の動向、本市の特別職の報酬等のこれまでの改定の経緯等について、それぞれ事務局から審議に必要な資料の説明を受け、慎重に検討した結果、以下に述べるとおりの結論に達したので、答申に至ったものである。

## 2 市議会議員の報酬月額について

市議会議員の報酬月額は、平成9年4月1日に改定されたものである。

従来、市議会議員の報酬月額については、議長、副議長及び議員の職責上の平衡や、類似都市との比較等を基に審議されてきたことから、今般、現行額と道内における人口2万人未満の市の市議会議員報酬月額を調査したところ、次のとおりであった。

|       | 芦別市議会    | 芦別市を除く道内人口<br>2万人未満の市の平均 |
|-------|----------|--------------------------|
| 議 長   | 385,000円 | 364,000円                 |
| 副 議 長 | 336,000円 | 319,000円                 |
| 議 員   | 315,000円 | 294,000円                 |

本市の報酬月額、いずれも平均を上回っているが、行政課題が複雑化、高度化し、議会機能の充実強化が求められるなかで、幅広く有為な人材を確保するためにも、議員活動に精励できる経済環境を整える必要性を考慮し、本審議会は、議長、副議長及び議員の報酬月額を据え置き、更なる議会の活性化に期待するものである。

### 3 市長、副市長及び教育長の給料月額について

市長、副市長及び教育長の給料月額は、平成15年7月1日に、

|       |          |
|-------|----------|
| 市 長   | 792,000円 |
| 副 市 長 | 646,000円 |
| 教 育 長 | 584,000円 |

に改定されたものである。

従来から給料月額については、類似都市との比較を基に審議されてきたことから、道内における人口2万人未満の市の給料月額を調査したところ、その平均は、市長が836,000円、副市長が679,000円であり、いずれも本市と大きな開きがあった。また、教育長の平均は590,000円で本市を6,000円ほど上回っている

本市が危機的な財政状況から脱却するため、今年度を「財政基盤強化元年」と位置付け、行財政改革の推進と財政の健全化を最重点課題として、安定的かつ持続的な行財政基盤の構築のための取り組みを始めたことは了知しているが、本市の重要課題である人口の減少や少子高齢化対策の取り組み、市民ニーズの多様化に伴い複雑化、高度化する行政課題への対応など市長、副市長及び教育長の職責

がますます重くなっていることから、現行の給料月額では適当ではない。

このため、本審議会は、市長、副市長及び教育長の給料月額について、類似都市と同等の水準に引き上げることが妥当と判断したものである。

#### 4 条例本則の額と独自削減による減額について

本市においては、行財政改革の取り組みとして、議員報酬並びに特別職給料の独自削減を実施してきた経過があり、現在も議員については報酬月額から15,000円、市長については給料月額の20%を独自削減していることを承知している。

しかし、この独自削減は、議会や市長の判断の下に行われているものであることから、本審議会が審議の対象としたのは本来あるべき報酬、給料の額すなわち条例本則の額についてである。

## 附 帯 意 見

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長に係る期末手当については、加算が平成19年4月1日から凍結されており、また、支給率は同年12月1日から一般職と比較して年間0.05月削減されている状況にあることから、これらについても、今後における財政状況を見極めながら適切に対応すること。